

「株主コミュニティに関する規則」及び「店頭有価証券に関する規則」の一部改正に関するパブリックコメントの結果について

令和元年 7 月 16 日  
日本証券業協会

本協会では、「株主コミュニティに関する規則」及び「店頭有価証券に関する規則」の一部改正（案）について、令和元年 5 月 15 日から令和元年 6 月 13 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見（3 件 1 法人）及び意見に対する考え方は、以下のとおりです。

【以下における凡例】

「株主コミュニティ規則」：株主コミュニティに関する規則

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
<b>○ 株主コミュニティ規則（3 件）</b>			
1	株主コミュニティ規則第 9 条第 2 項	<p>投資者から「株主コミュニティ制度について興味がある」、「個別銘柄の売買をしたい」といった問い合わせを受けた場合、「売買するには株主コミュニティに参加する必要がある」旨の制度説明をおこなっています。この制度説明をすることと株主コミュニティに参加を勧誘することに大きな違いがあるとは思えません。ついては、株主コミュニティ銘柄の買付や売付を希望する投資者に対し、参加を勧誘しても良いのではないかと思います。</p> <p>また、現在、株主コミュニティへの参加を希望する顧客については、リスク許容度や取引開始基準等の一定の社内基準に適合する顧客かどうか、厳正な社内審査を行ったうえで、当該顧客の参加の可否を決しています。このような社</p>	<p>株主コミュニティ銘柄は、流通性が制限されていると認められる有価証券であることから、インサイダー取引規制の適用対象外となっており、今回の規則改正の検討に当たっては、「引き続き、外部監査を必須要件とせず、インサイダー取引規制の適用対象外とすることにより適時開示を不要とする」といった、発行者にとって負担がない制度設計を維持すること。」を前提の 1 つとしております。</p> <p>仮に、株主コミュニティ銘柄の取引を希望する顧客や各社が定める社内審査を通過した顧客に対し、無条件に株主コミュニティへの参加を勧誘することを認めると、株主コミュニティ銘柄が「流通性が制限されていると認められる有価証券」に該当しなくなるおそれもあることから、今回の規則</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>内審査を前提に、リスク許容度が高い顧客についても、参加勧誘を認めていただきたいと考えます。</p>	<p>改正においては、ご要望の範囲まで拡大しておりません。</p> <p>情報提供については、当該行為が勧誘の一環として捉えられる可能性を踏まえ、基本的な情報以外の情報提供はできないこととされていましたが、株主コミュニティに参加していない顧客から発行者に関する公表済み情報等の提供を依頼された場合であっても、規則遵守の観点から当該情報の提供を躊躇せざるを得ないとの問題が提起されたことから、今回の規則改正では、顧客の依頼に基づく公表情報等の提供については、単なる情報提供の範囲を逸脱するものではないと整理しております。検討に当たっての前提は上記と同様であり、今回の規則改正においては、ご要望の範囲まで拡大しておりません。</p> <p>なお、本協会ウェブサイトへのリンクは、特段制限しておりません。</p>
2	株主コミュニティ規則第12条第2項	<p>発行者に関する情報を探す意思と能力のある投資者は、証券会社とは関係なく、必要な情報に到達します。したがって、証券会社独自の情報や資料ではない、株主コミュニティ銘柄の発行者が公表している情報については、顧客の依頼がなくても、情報の提供（例えば、サイトへの掲載など）に制限を設ける必要はないのではないかと思います。</p> <p>また、協会の株主コミュニティのサイトで公表されている情報については、サイトのURLだけでなく、その内容について当社のサイトに掲載したり、株主コミュニティ参加を希望する顧客に提供しても良いと思います。少なくとも、当社のサイトから協会のサイトへのリンクについては、制限をかける意味はないと考えます。</p>	<p>改正においては、ご要望の範囲まで拡大しておりません。</p> <p>情報提供については、当該行為が勧誘の一環として捉えられる可能性を踏まえ、基本的な情報以外の情報提供はできないこととされていましたが、株主コミュニティに参加していない顧客から発行者に関する公表済み情報等の提供を依頼された場合であっても、規則遵守の観点から当該情報の提供を躊躇せざるを得ないとの問題が提起されたことから、今回の規則改正では、顧客の依頼に基づく公表情報等の提供については、単なる情報提供の範囲を逸脱するものではないと整理しております。検討に当たっての前提は上記と同様であり、今回の規則改正においては、ご要望の範囲まで拡大しておりません。</p> <p>なお、本協会ウェブサイトへのリンクは、特段制限しておりません。</p>
3	株主コミュニティ規則第5条第1項、第8条第1項及び第9条第2項	<p>現在、当社は、発行者に係る審査能力がないなどの理由から株主コミュニティ銘柄の募集や売出しの取扱いができない状況にあります。発行者に係る審査を外部委託できるような仕組みがあれば、当社として関与できることが広がると考えます。ついては、地場の証券会社が発行市場に参加できるような仕組みを考慮していただければ、と考えます。</p> <p>地元の有力な会社が株主コミュニティを足掛かりに上場を目指す</p>	<p>発行者に係る審査を外部委託することについては、本日、公表した「株主コミュニティ」に係るQ&amp;Aにおいて、以下のとおり記載しております。</p> <p>問9 発行者の審査を行う際、専門的な知識が必要となる項目について、外部の専門家等の意見を参考にすることは可能ですか。</p> <p>答9 可能です。ただし、最終的な審査結果に対する責任は運営会員が負うことが前提とな</p>

項番	該当箇所	意見の概要	考え方
		<p>ようなとき、地場の証券会社としてお手伝いできることがあれば良いと思います。しかし、地元企業の資金調達を手伝おうとしたときに、参加勧誘の対象者が既存の株主や社員等だけでは、新しい資金提供者を探すことは難しいと考えます。一定のリスク許容度を有することが社内審査により確認できる投資者に対しても参加勧誘を行うことができれば、当社にも地元企業の資金調達のお手伝いをする余地があると思います。</p>	<p>ります。</p> <p>株主コミュニティへの参加勧誘に関しては、上段をご参照ください。</p>

以 上